

令 5 医 療 政 策 第 590 号  
令和 5 年(2023 年)11 月 10 日

一般社団法人山口県医師会会長 様

山口県健康福祉部長

「山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱」の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正し、令和 5 年度の補助金から適用することとしましたので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 改正理由

厚生労働省所管「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」の改正等に伴う所要の改正

#### 2 改正内容

- ・基準額の変更
- ・単価の変更

医療政策課 医療企画班

担 当：大熊

T E L：083-933-2924

F A X：083-933-2829

E-mail：ohkuma.aya

@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1～12 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>1～12 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

<p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年1月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年11月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1 事業区分</th> <th style="width: 33%;">2 基準額</th> <th style="width: 33%;">3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 医療施設近代化施設整備事業</td> <td>次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略)  (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)  (3) 診療所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	(1) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略)  (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)  (3) 診療所	(略)	<p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年1月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1 事業区分</th> <th style="width: 33%;">2 基準額</th> <th style="width: 33%;">3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 医療施設近代化施設整備事業</td> <td>次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略)  (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)  (3) 診療所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	(1) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略)  (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)  (3) 診療所	(略)
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費											
(1) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略)  (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)  (3) 診療所	(略)											
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費											
(1) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略)  (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)  (3) 診療所	(略)											

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

	<p>ア (略)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,270</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>12,482</u> 千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、 <u>24,967</u> 千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削</p>			<p>ア (略)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>3,965</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>11,590</u> 千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、 <u>23,182</u> 千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又</p>	
--	--	--	--	--	--

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

	<p>減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価</p> <p>（1床当たり単価） 新築 <u>4,410</u> 千円 改築 <u>5,291</u> 千円 改修 <u>2,205</u> 千円</p> <p>イ （略）</p>			<p>は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価</p> <p>（1床当たり単価） 新築 <u>4,095</u> 千円 改築 <u>4,913</u> 千円 改修 <u>2,047</u> 千円</p> <p>イ （略）</p>	
(2) アスベスト除去等整備事業	1 m <sup>2</sup> 当たり <u>50,000</u> 円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)	(2) アスベスト除去等整備事業	1 m <sup>2</sup> 当たり <u>46,400</u> 円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)
(3) 救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)	(3) 救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート1カ所当たり <u>85,559</u> 千円	(略)		ヘリポート1カ所当たり <u>79,442</u> 千円	(略)

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

(4) 小児医療施設施設整備事業	(略)	(略)	(4) 小児医療施設施設整備事業	(略)	(略)
(5) 医療施設等耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup> × <u>47,500</u> 円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等</p> <p>イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup> × <u>225,500</u> 円</p>	(略)	(5) 医療施設等耐震整備事業	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup> × <u>44,100</u> 円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等</p> <p>イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup> × <u>209,400</u> 円</p>	(略)
	<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup> × <u>36,300</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である</p>			<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup> × <u>33,700</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である</p>	

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

	<p>Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>172,300</u>円</p> <p>平成 7 年に施行された地震 防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 1 1 1 号)第 2 条に 基づいて、山口県知事が作成 した 5 箇年計画に定められ た地震防災上緊急に整備す べき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められる もの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>47,500</u>円</p>	(略)		<p>Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>160,000</u>円</p> <p>平成 7 年に施行された地震 防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 1 1 1 号)第 2 条に基づいて、山口県知事 が作成した 5 箇年計画に定 められた地震防災上緊急に 整備すべき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められる もの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>44,100</u>円</p>	(略)
(6) 地球温暖化 対策施設整備 事業	(略)	(略)	(6) 地球温暖化 対策施設整備 事業	(略)	(略)
(7) 病院群輪番 制病院及び共 同利用型病院 施設整備事業	(略)	(略)	(7) 病院群輪番 制病院及び共 同利用型病院 施設整備事業	(略)	(略)
(8) 地域災害拠 点病院施設整 備事業	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>161,049</u> 千円	(略)	(8) 地域災害拠 点病院施設整 備事業	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>149,535</u> 千円	(略)
	受水槽 1 か所当たり <u>148,413</u> 千円	(略)		受水槽 1 か所当たり <u>137,802</u> 千円	(略)

山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

	給水設備 1 か所当たり <u>69,790</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 か所当たり <u>32,184</u> 千円	(略)
(9) 周産期医療 施設施設整備 事業	(略)	(略)
(10) 医療施設土 砂災害防止施 設整備事業	補強又は防護壁の設置等 が必要と認められるもの 1 か所当たり <u>37,451</u> 千円	(略)
(11) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>161,049</u> 千円	(略)
	受水槽 1 か所当たり <u>148,413</u> 千円	(略)
	給水設備 1 か所当たり <u>69,790</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 か所当たり <u>32,184</u> 千円	(略)

(注) (略)

別表 3 1 平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	m <sup>2</sup> 単価 (円)
(1) 医療施設近代 化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>213,200</u>
	診療所	鉄筋コンクリート	<u>183,200</u>

	給水設備 1 か所当たり <u>64,800</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 か所当たり <u>29,883</u> 千円	(略)
(9) 周産期医療 施設施設整備 事業	(略)	(略)
(10) 医療施設土 砂災害防止施 設整備事業	補強又は防護壁の設置等 が必要と認められるもの 1 か所当たり <u>34,773</u> 千円	(略)
(11) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	非常用自家発電設備 1 か所当たり <u>149,535</u> 千円	(略)
	受水槽 1 か所当たり <u>137,802</u> 千円	(略)
	給水設備 1 か所当たり <u>64,800</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 か所当たり <u>29,883</u> 千円	(略)

(注) (略)

別表 3 1 平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	m <sup>2</sup> 単価 (円)
(1) 医療施設近代 化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>198,000</u>
	診療所	鉄筋コンクリート	<u>170,100</u>



山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱 R5 改正 新旧対照表

	(一般地区)	ブロック	<u>159,300</u>		(一般地区)	ブロック	<u>147,900</u>
		木造	<u>183,200</u>			木造	<u>170,100</u>
	診療所 (離島地区)	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>		診療所 (離島地区)	鉄筋コンクリート	<u>182,300</u>
		ブロック	<u>171,100</u>			ブロック	<u>158,900</u>
		木造	<u>196,300</u>			木造	<u>182,300</u>
(4)小児医療施設 施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	(4)小児医療施設 施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>213,200</u>			ブロック	<u>198,000</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>
		ブロック	<u>238,700</u>			ブロック	<u>221,600</u>
(3)救命救急セン ター施設整備事 業	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>	(3)救命救急セン ター施設整備事 業	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>		
(7)病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整 備事業			(7)病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整 備事業				
(9)周産期医療施 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	(9)周産期医療施 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>
		ブロック	<u>213,200</u>			ブロック	<u>198,000</u>
(注) (略)				(注) (略)			
別表4 (略)				別表4 (略)			
別表5 (略)				別表5 (略)			
別紙様式 (略)				別紙様式 (略)			

# 山口県医療提供体制施設整備補助金交付要綱

(通則)

- 1 この要綱は、山口県医療提供体制施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養给力の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

- 3 本交付要綱において補助金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づく医療施設近代化施設整備事業

(2) アスベスト除去等整備事業

平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(3) 救命救急センター施設整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく救命救急センター施設整備事業

(4) 小児医療施設施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(5) 医療施設等耐震整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく医療施設等耐震整備事業のうち次に掲げる施設に係る事業

ア 第二次救急医療施設等

イ 耐震構造指標である  $I_s$  値が0.3未満の建物を有する病院

ウ 看護師等養成所

エ 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、山口県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

(6) 地球温暖化対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(7) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(8) 地域災害拠点病院施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

(9) 周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(10) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設土砂災害防止施設整備事業

(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

(補助事業者)

- 4 県から整備に要する経費の一部を受けて補助対象事業を実施できる者は、次の者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

(1) 医療施設近代化施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(2) アスベスト除去等整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(3) 救命救急センター施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(4) 小児医療施設施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(5) 医療施設等耐震整備事業（ウの補助対象事業を除く。）

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、アに掲げる補助対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く者に限る。

(6) 医療施設等耐震整備事業（ウの補助対象事業）

（ア）医療法人（イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

（ウ）学校法人及び準学校法人（エ）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（キ）独立行政法人

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限る。

(7) 地球温暖化対策施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(8) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定

に基づき届出をした診療所の開設者

(9) 地域災害拠点病院施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(10) 周産期医療施設施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(11) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(12) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(補助金の対象除外)

5 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 この補助金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表2の第1欄に掲げる事業区別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 別表1の第1欄のAにかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、知事が定める基準に基づき、合計した額を交付額とする。

(4) 別表1の第1欄のBにかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、3の(5)ウ及びエの補助対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、知事が定める基準に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。

(交付の申請)

7 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、正副2通を提出しなければならない。

(1) 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

(交付の条件)

8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(3) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(4) 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 市町は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、規則第8条、第17条及び第18条並びに上記(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(8) (7)により付した条件に基づき市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(9) (7)により付した条件に基づき市町に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

9 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式による正副2通とし、当該年度の12月28日までに提出しなければならない。

(実績報告)

10 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式による正副2通とし、完了した日から30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

11 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。ただし、概算払いによる補助金の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(検査)

12 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。



別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 医療施設近代化施設整備事業 (3) 救命救急センター施設整備事業 (4) 小児医療施設施設整備事業 (7) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (8) 地域災害拠点病院施設整備事業 (9) 周産期医療施設施設整備事業 (11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(2) アスベスト除去等整備事業 (5) 医療施設等耐震整備事業 (6) 地球温暖化対策施設整備事業 (10) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 医療施設近代化施設整備事業	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 精神病棟</p> <p>ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>

	<p>以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円 ×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面</p>	<p>イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門 (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
--	--	---

	<p>積を 18 m<sup>2</sup>以上確保する場合 25 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の 病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m<sup>2</sup> 以上かつ1床当たりの病棟面 積を 16 m<sup>2</sup>以上確保する場合 22 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の 病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行 う場合 15 m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病 床数</p> <p>(3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表 3 に 定める単価を乗じた額とする。 (ア) 無床の場合 160 m<sup>2</sup> (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240 m<sup>2</sup> ② 6床以上の場合 760 m<sup>2</sup></p> <p>イ 改修等により療養病床を整備 する診療所 1床当たり 4,270 千円 ×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア +イ)に別表 3 に定める単価を乗じ た額と、ウにより算定された額との 合計額とする。</p>	<p>(3) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、暗室、待合 室、看護師詰め所、玄関、 廊下、便所、暖冷房、附属 設備、救急患者搬入口、ス ロープ、療養指導室 等)</p> <p>ただし、改修等により療 養病床を整備する診療所に あつては、次のとおりとす る。 (病室、診察室、処置室、記 録室、患者食堂、談話室、 機能訓練室、浴室、寝具倉 庫、バルコニー、廊下、便 所、暖冷房、附属設備 等 (外来部門を除く。))</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事 業 (機能訓練室、患者食堂、浴 室、附属設備 等)</p>
--	--	--

	<p>ア 機能訓練室 1施設当たり 40 m<sup>2</sup></p> <p>イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 12,482千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、24,967千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。） × 1床当たり単価</p> <p>（1床当たり単価） 新築 4,410千円 改築 5,291千円 改修 2,205千円</p>	<p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（5の「補助金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。))</p> <p>ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--	---	---

	<p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合</p> <p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 160 m<sup>2</sup></p>	<p>イ 診療所</p> <p>(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p>
(2) アスベスト除去等整備事業	<p>1 m<sup>2</sup>当たり 50,000 円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積</p>	<p>アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費</p>
(3) 救命救急センター施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 2,300 m<sup>2</sup></p> <p>(ただし、30 床未満の場合は、1 床当たり 30 m<sup>2</sup>を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1 床当たり(4 床を限度とする。)15 m<sup>2</sup>を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1 床当たり(6 床を限度とする。)15 m<sup>2</sup>を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1 床当たり(4 床を限度とする。)15 m<sup>2</sup>を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1 床当たり(4 床を限度とする。)15 m<sup>2</sup>を加算する。)</p>	<p>救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟</p> <p>(病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(2) 診療棟</p> <p>(検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(3) その他</p> <p>(事務室、機械室、自家発電室 等)</p> <p>(4) 脳卒中専用病室(SCU)</p>

		<p>(5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）</p> <p>(6) 心臓病専用病室（CCU）</p> <p>(7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）</p>
	<p>ヘリポート1カ所当たり 85,559千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>(4) 小児医療施設施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 800㎡ (小児総合病院においては、4,000㎡)</p>	<p>小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)</p> <p>(2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p>
<p>(5) 医療施設等耐震整備事業</p>	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×47,500円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である Is 値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が0.3未満の建物を有する病院 (第二次救急医療施設等は除く) 基準面積 2,300㎡×225,500円</p>	<p>医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>

	<p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×36,300 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×172,300 円</p>	<p>医療施設等耐震整備として 必要な新築、増改築に伴う補 強及び既存建物に対する補強 に要する工事費又は工事請負 費</p>
	<p>平成 7 年に施行された地震防災対策 特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に基づいて、山口県知事が 作成した 5 箇年計画に定められた地 震防災上緊急に整備すべき医療施設 の場合</p> <p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×47,500 円</p>	<p>耐震化を必要とする医療機 関として必要な新築、増改築 に伴う補強及び既存建物に対 する補強に要する工事費又は 工事請負費</p>
(6) 地球温暖化 対策施設整備 事業	<p>1 か所当たり 96,686 千円</p>	<p>地球温暖化対策に資する整 備に必要な工事費又は工事請 負費</p>
(7) 病院群輪番 制病院及び共 同利用型病院 施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。 基準面積 150 m<sup>2</sup> (ただし、特別に必要な場合は 300 m<sup>2</sup>を限度とする。また、心臓 病専用病室(CCU)を整備する場 合は、1 床当たり(2 床を限度とす る。)15 m<sup>2</sup>を加算し、脳卒中専用 病室(SCU)を整備する場合は、 1 床当たり(2 床を限度とす る。)15 m<sup>2</sup>を加算する。)</p>	<p>病院群輪番制病院又は共同 利用型病院として必要な次の 各部門の新築、増改築に要す る工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、手術室、 薬剤室、エックス線室、検査 室、待合室、仮眠室、病室(救 急専用病室・心臓病専用病室 (CCU)・脳卒中専用病室(S CU))、便所、玄関、廊下、暖 冷房、附属設備 等</p>
(8) 地域災害拠 点病院施設整 備事業	<p>非常用自家発電設備 1 か所当たり 161,049 千円</p>	<p>非常用自家発電設備整備又 は更新に必要な工事費又は工 事請負費</p>

	受水槽 1 か所当たり 148,413 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 か所当たり 69,790 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 か所当たり 32,184 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(9) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m <sup>2</sup>	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費  周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）
(10) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 37,451 千円	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費
(11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1か所当たり 161,049 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 148,413 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 か所当たり 69,790 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 か所当たり 32,184 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費



- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

別表3 1平方メートル当たり単価表

事業区分	種目等	構造別	m <sup>2</sup> 単価（円）
(1)医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	183,200
		ブロック	159,300
		木造	183,200
	診療所 (離島地区)	鉄筋コンクリート	196,300
		ブロック	171,100
		木造	196,300
	(4)小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート
ブロック			213,200
診療棟		鉄筋コンクリート	273,000
		ブロック	238,700
(3)救命救急センター施設整備事業 (7)病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	273,000
(9)周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表4 既存病床数の割合による調整（前年度末現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
(1) 医療施設近代化施設整備事業 (2) アスベスト除去等整備事業 (3) 救命救急センター施設整備事業 (4) 小児医療施設施設整備事業 (6) 地球温暖化対策施設整備事業 (7) 病院群輪番制病院及び共同型病院施設整備事業 (8) 地域災害拠点病院施設整備事業（耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。） (9) 周産期医療施設施設整備事業 (10) 医療施設土砂災害防止施設整備事業 (11) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	0.33
(5) 医療施設等耐震整備事業 (8) 地域災害拠点病院施設整備事業（耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。）	0.50